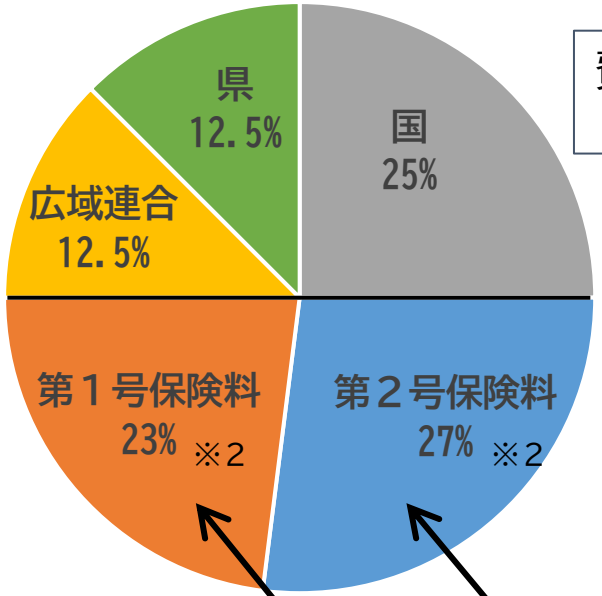
資料３

介護保険制度の仕組みと
これまでの推移、今後の見通しについて

令和８年６月

鈴鹿亀山地区広域連合

介護保険制度の仕組み（厚生労働省資料をもとに簡便にしたものです）



広域連合（保険者）

公費
50%

保険料
50%

費用の９割分※1の支払

費用の請求

サービス事業者

○在宅サービス
・訪問介護
・通所介護　など
○地域密着型サービス
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・認知症対応型共同生活介護　など
○施設サービス
・老人福祉施設
・老人保健施設　など

費用の１割分※1の支払

サービスの提供

保険料

要支援・要介護者

第１号被保険者
（65歳以上）

第２号被保険者
（40歳以上64歳以下）

加入者（被保険者）

※2
第１号と第２号の割合は現在のもので、人口比に基づいて設定されます。

※1
費用の自己負担割合は所得に応じて変わり、２割又は３割の人もいます。

介護保険制度の主な改正経緯（厚生労働省資料から主なものを抜粋しました）

第１期（平12～14）

平成12年４月　介護保険法施行

第２期（平15～17）

平成17年改正

- 介護予防の重視
- 地域包括支援センターの創設
- 地域密着型サービスの創設

第３期（平18～20）

第４期（平21～23）

平成23年改正

- 定期巡回･随時対応型サービスや複合型サービスの創設
- 医療的ケアの制度化

第５期（平24～26）

第６期（平27～29）

平成26年改正

- 地域支援事業の充実（在宅医療･介護連携や認知症施策の推進等）
- 介護予防訪問介護、介護予防通所介護を地域支援事業（介護予防･日常生活支援総合事業）に移行し、多様化
- 低所得者の保険料軽減割合を拡大
- 特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化

第７期（平30～令2）

第８期（令３～５）

平成29年改正

- 自立支援･重度化防止の取組の制度化
- 介護医療院の創設

第９期（令６～８）

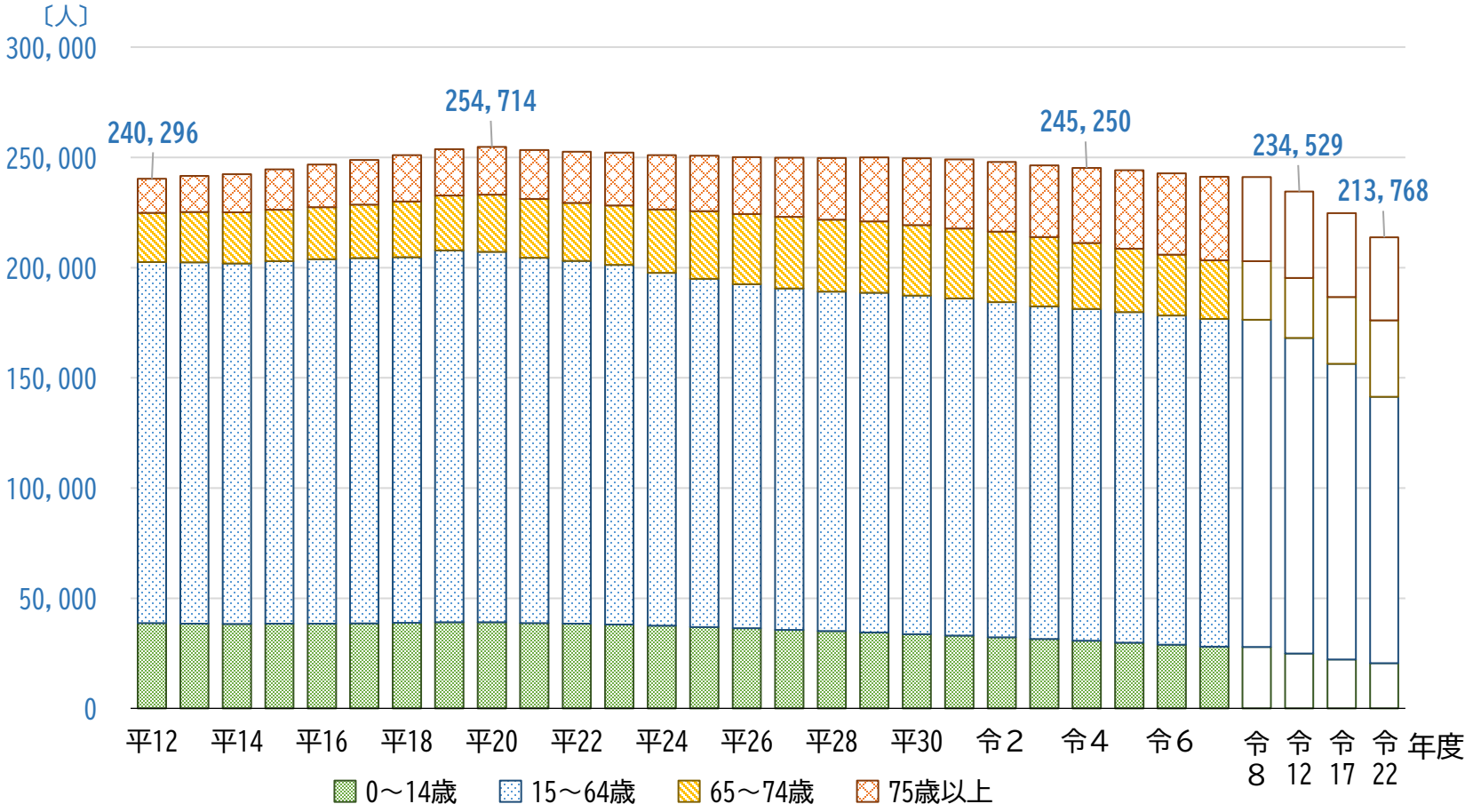
令和２年改正

- 複雑化･複合化したニーズに対する包括的な支援体制の構築の支援

制度改正が進むにつれ、サービスが多様化し、地域支援事業で取り組む内容も多岐にわたるように

総人口の推移と今後の見通し〔２市〕

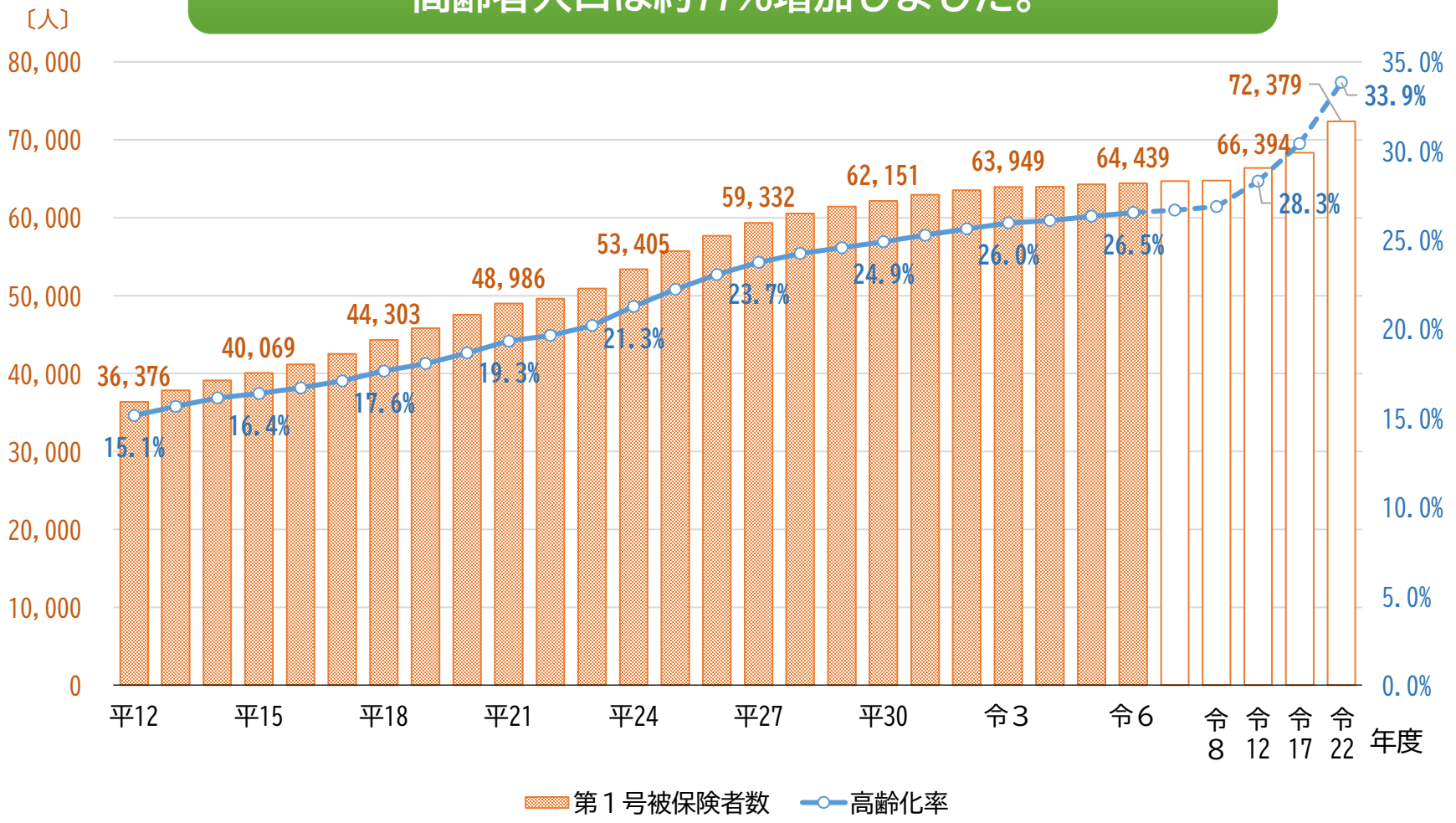
２市の総人口は、平成20年度をピークに減少しています。
令和22年度には令和７年度の人口から１割以上減少し、
中でも現役世代(15～64歳人口)が減少することが予想されます。



※令７年度以前は実績値で住民基本台帳（各年度末時点）の値
令８年度以降は各年９月末時点の推計値

高齢者人口及び高齢化率の推移と今後の見通し〔２市〕

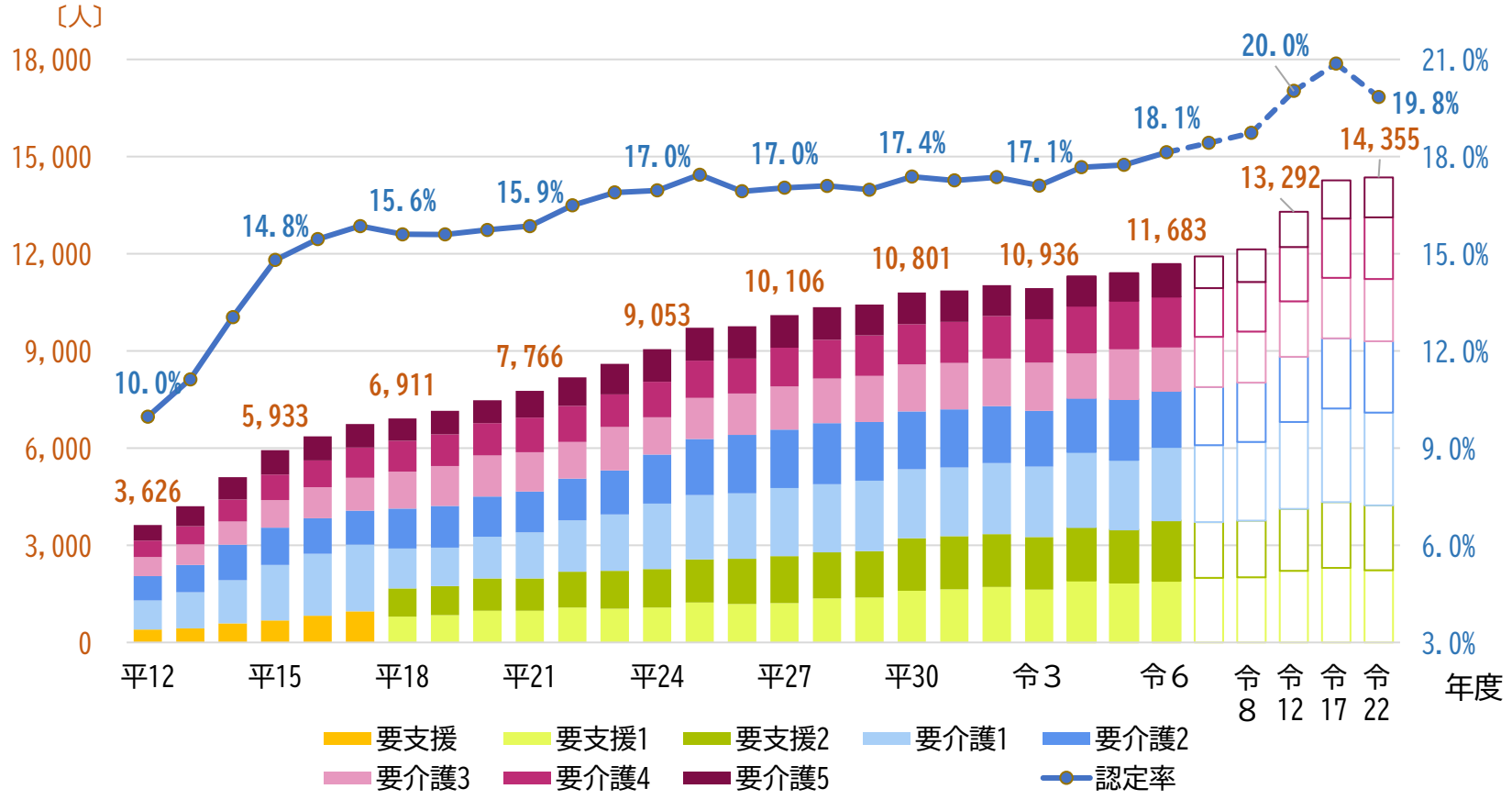
平成12年度から令和６年度までの24年間で
高齢者人口は約77%増加しました。



※令６年度以前は実績値で住民基本台帳（各年度末時点）の値
令７年度以降は各年９月末時点の推計値

要支援・要介護者数及び認定率の推移と今後の見通し〔２市〕

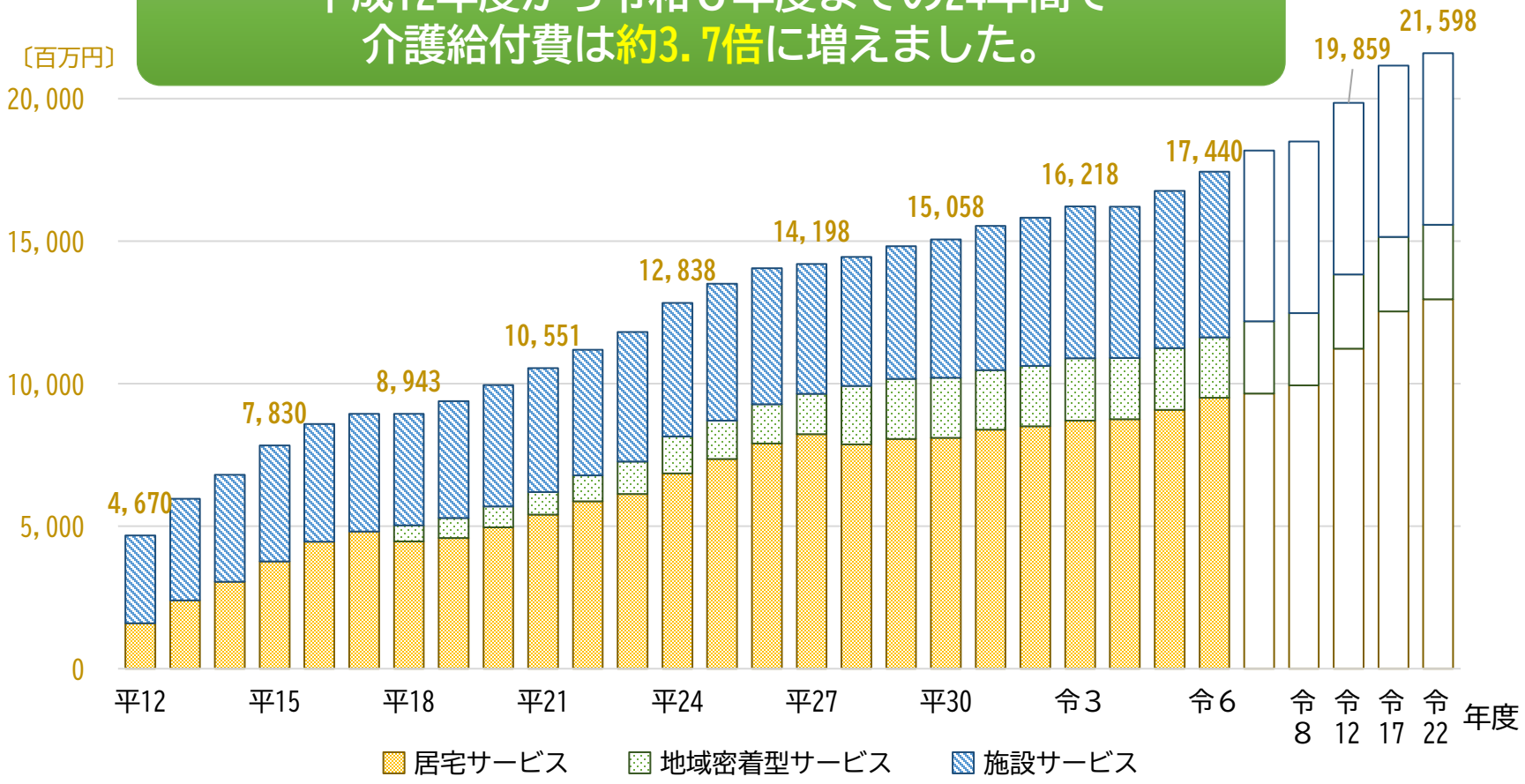
平成12年度から令和６年度までの24年間で
要支援・要介護者数は３倍以上に増えました。



※令６年度以前は実績値（各年度末時点）
令７年度以降は各年９月末時点の推計値

介護給付費及び保険料基準額の推移と今後の見通し〔２市〕

平成12年度から令和６年度までの24年間で介護給付費は約3.7倍に増えました。



※令６年度以前は各年度の実績値
令７年度以降は各年度の推計値（「見える化」システムによる試算値）

■各期の保険料基準額

第１期 (平12～14)	第２期 (平15～17)	第３期 (平18～20)	第４期 (平21～23)	第５期 (平24～26)	第６期 (平27～29)	第７期 (平30～令２)	第８期 (令３～４)	第９期 (令６～８)	令和12年度の見込額※	令和22年度の見込額※
2,771円	3,078円	3,990円	4,008円	5,377円	5,691円	5,781円	5,781円	6,255円	7,242円	8,112円

※「見える化」システムによる試算値